

日米欧三極貿易大臣会合 共同声明（仮訳）

ロバート・E・ライトハイザー米国 USTR 代表、世耕弘成日本経済産業大臣、セシリ
ア・マルムストローム欧州貿易担当委員は、2018 年 5 月 31 日にパリで一堂に会した。

三閣僚は、第三国における非市場志向の政策について懸念を表明し、現在の措置につ
いて議論し、近い将来に実施される可能性のある措置について議論した。

三閣僚は、過度の過剰供給能力、労働者や企業にとって不公平な競争条件、革新的技
術の開発と使用、国際貿易の適切な機能の欠損に繋がる、現行規定が効果的ではない分
野も含む、非市場志向の政策や慣行に対処するという共通の目的を確認した。

三閣僚は、市場志向条件が、公正で相互に有利な世界貿易体制にとって根本的である
ことに合意し、非市場志向の政策や慣行が、企業および産業に対し影響を与えているこ
を示す様々な要素、兆候について議論した。したがって、三閣僚は、市場志向の条件
に関する附属共同声明を支持し、この問題についての議論をさらに進め、他の貿易相手
国と市場経済の条件を維持するための手段を特定することに合意した。

この点に関し、三閣僚は、労働者及びビジネスにとって、より競争的な国際貿易投資
環境を促進するため、補助金および国有企業に関し、考え得る新たなルールについての
議論を深め、加速する必要性に同意した。

したがって、三閣僚は、産業補助金および国有企業に関するより厳格なルールの策定
の基礎を定める、添付の共同スコーピング・ペーパーを支持した。これに基づき、三閣
僚は、作業を進め、交渉をその後速やかに開始することに向けた各々の国内の必要な諸
手順を 2018 年末までに開始する意思の表明に合意した。三閣僚は、主要な貿易相手国
が将来の交渉に参加することの必要性を強調した。

さらに、三閣僚は、いかなる国も、例えば、JV 規制、外国出資規制、行政審査や許
認可プロセス、その他の方法を通じて、外国企業から国内企業への技術移転を要求した
り圧力をかけたりしてはならないとの見解を共有することを確認した。

この点に関し、三閣僚は、技術移転政策・慣行に関する付属文書を支持した。

三閣僚は、他の like minded な国々とともに、適切な場合には WTO の紛争解決手続
に委ねることを含め、有害な強制技術移転の政策及び慣行を止めるための効果的な手段
を見つけるため、ともに行動することに合意した。

三閣僚は、特に、政府の WTO の透明性義務の意図的な違反に対応することは、効果的
な WTO ルールの発展の前提条件であると認識している。三閣僚は、既存の WTO ルールの

完全な執行を行うために、WTO における協力を継続することに合意した。

三閣僚は、WTO における電子商取引イニシアティブの共同声明における探究的作業の進展を歓迎し、将来の WTO 交渉に向けた議論を進めるための強いコミットメントを再確認した。

三閣僚は、市場歪曲的措置に対処するため、G7、G20、OECD などの国際フォーラムや、鉄鋼グローバルフォーラムや GAMS 等の分野別イニシアティブにおける協力を再確認した。

附属書 1：補助金スコーピング・ペーパー

産業補助金に対するルールを強化するための土台を定義するための EU、日本、米国スコーピング・ペーパー

I. 序論

EU、日本、米国の貿易大臣は、巨額の市場歪曲的な補助金や国有企業による不公平な競争条件について議論するために会合を二度行い、産業補助金に対するルールを強化するための土台を定義することに合意した。三極は、産業補助金に関する既存の WTO ルールブックは、いくつかの新興発展途上にある加盟国がその適用を免れないようにすることを確保するために明確化および改善されるべきであるという見解を共有している。

三極は、定期的な取り組みに同意し、また II に定められた目標を達成するため、すべての適用可能な国内手続に従い、主要な産業補助金の交付国も含めた将来の交渉に向けた基礎を構築することを求めていく。

II. 目的

将来の交渉は、交渉の過程でさらなる目的を特定することを妨げることなく、以下の目的を達成すべきである。

1. 透明性を改善する必要性

三極は、多くの他の WTO 加盟国が、自国の領域内で付与または維持されている補助金を全く通知していないか、または通知し損ねているという認識で合意している。これにより、他の WTO 加盟国が貿易効果を評価することや、通報された補助金の機能を理解することが妨げられている。したがって、三極は、WTO 加盟国が通知義務を完全に遵守するための直接的または間接的なインセンティブを構築することに同意する。

2. 公的機関/ 国有企業の問題をより良く対処する必要性

三極の間では、公的機関/国有企業の存在が、国が経済に対して決定的に支配し影響を与えている国家主導経済システムの骨格となっており、特徴となっていることから、公的機関/国有企業の市場歪曲的行動によりよく対処する必要がある点で、概ね意見が合致している。

したがって、三極は、ある機関が「公的機関」であると特徴づけられるための基礎、公的機関と位置付けられない企業による 政府の影響を受けた市場歪曲的行動にどのように対処するのか、そして透明性の向上を含めた公的機関/国有企業についての追加的な義務及びルール、について議論することに同意する。

3. より効果的な補助金ルールの必要性

三極は、議論の開始にあたり以下について合意する。

- 最も有害な種類の補助金が完全に禁止される、若しくは補助金を交付している国が商業上の害を他国に対して及ぼさないことを証明する義務を負うべきであること。
- 過剰生産能力に関連した補助金に対処するための救済措置を提供する新しいルールを策定すること。
- 補助金とその影響に係る情報収集を強化するため、WTO ルールの規定を強化する方法を検討すること。

附属書 2：技術移転政策及び慣行に関する共同声明

ロバート・E・ライトハイザー米国 USTR 代表、世耕弘成日本経済産業大臣、セシリア・マルムストローム欧州貿易担当委員は、2018 年 5 月 31 日にパリで会談した。

三閣僚は、第三国の技術移転に関する政策及び慣行に関する懸念が増大していることについて議論した。

三閣僚は、いかなる国も例えば、JV 規制、外国出資規制、行政審査や許認可プロセス、その他の方法を通じて、外国企業から国内企業への技術移転を要求したり圧力をかけたりしてはならないとの見解を共有することを確認した。

三閣僚は、外国企業が、国内企業に技術をライセンスする際、国内企業を優遇するような非市場的な条件で行うことを強制する行政措置がもたらす悪影響を議論した。

三閣僚は、技術及び知的財産を獲得し、当該国企業への技術移転を行うため、外国企業及びその財産に投資・吸収することを、指示及び不公平な方法で促す、政府の慣行を禁止するために有用な際はベストプラクティス共有、メカニズムの確立の必要性について議論した。

三閣僚は、機微な商業上の情報や営業秘密にアクセスし、これら情報を商業上の利益のため使用することを目的とした、外国企業のコンピューター・ネットワークへの不正な侵入及びそこから窃盗を支援するような政府の行動を非難した。

三閣僚は、上記のような政策及び慣行は、我々の労働者やビジネスにとって不公平な競争条件を作り出し、革新的な技術の発展や使用を妨げ、国際貿易が適切に機能することを妨げることに合意した。

三閣僚は、他の like minded な国々とともに、適切な場合には WTO の紛争解決手続に委ねることを含め、有害な強制技術移転の政策及び慣行を止めるための効果的な手段を見つけるため、ともに行動することに合意した。

附属書3：市場志向条件に関する共同声明

ロバート・E・ライトハイザー米国 USTR 代表、世耕弘成日本経済産業大臣、セシリア・マルムストローム欧州貿易担当委員は、2018年5月31日、パリで会談した。

三閣僚は、過度の過剰供給能力、労働者や企業にとって不公平な競争条件、革新的技術の開発と使用、国際貿易の適切な機能の欠損に繋がる、現行規定が効果的ではない分野も含む、非市場志向の政策や慣行に対処するという共通の目的を確認した。

この点に関し、三閣僚は、自国の市民と企業が市場志向条件の下で活動していると指摘した。このような市場志向条件は、公正で互恵的な世界貿易体制の基礎である。

三閣僚は、企業や産業が市場志向であることを示す要素または指標として、以下を留意した。

- (1) 価格・費用・原材料・売買に関する企業の決定が、自由に、市場のシグナルに応じて行われているか
- (2) 投資に関する企業の決定が自由に、市場のシグナルに応じて行われているか
- (3) 資本・労働・技術等の価格が市場で決定されているか
- (4) 企業に関するまたは企業に影響する資本配分の決定が、自由に、市場のシグナルに応じて行われているか
- (5) 企業が独立会計等の国際的に認められた会計基準に従っているか
- (6) 企業に破産法・会社法・私有財産に関する法律等が適用されるか
- (7) 上記で挙げた事項に関する企業の事業決定に対して、重大な政府介入がないか

さらに、三閣僚は、追加可能な要素の特定を含む、この問題に関する議論をさらに進め、市場志向条件を維持する手段を特定することについて、他の貿易相手国と協力することに合意した。